

## 七ヶ宿町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 1,807	千円 2,064,303	千円 37,692	千円 490,889	% 23.8%	% 23.0

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

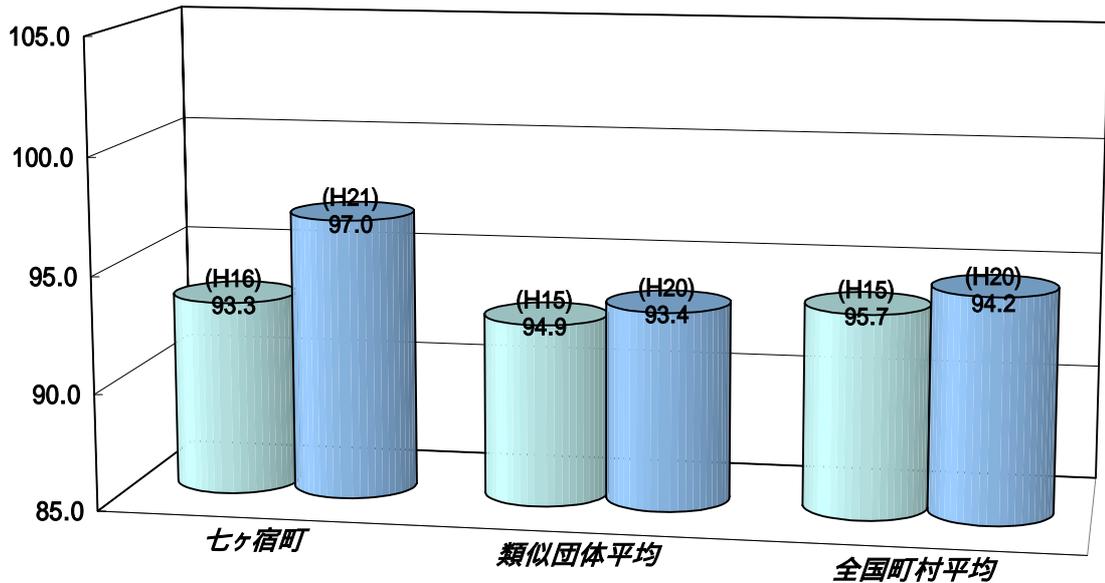
区 分	職 員 数 A	給 与 費				一 人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
20年度	人 48	千円 197,740	千円 32,289	千円 83,798	千円 313,827	千円 6,538	千円 5,826

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、20年4月1日現在の人数です。

(3) **特記事項** 町長及び副町長の給料月額を、条例により平成22年9月23日までの間、町長は30%減額、副町長は13%減額します。(現在副町長は不在です。)

#### (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (21年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
七ヶ宿町	44.3 歳	337,800 円	395,800 円	358,100 円
宮城県	43.1 歳	332,981 円	403,546 円	369,896 円
国	41.5 歳	325,521 円	---	391,770 円
類似団体	43.1 歳	318,681 円	357,062 円	349,212 円

#### 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
七ヶ宿町	37.8 歳	1 人				---	---	---	---
うち運転手	37.8 歳	1 人				自家用乗用自動車 運転手	53.2 歳	245,600 円	
宮城県	49.6 歳	315 人	316,948 円	362,404 円	344,022 円	---	---	---	---
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	---	322,737 円	---	---	---	---
類似団体	49.4 歳	3 人	283,911 円	305,273 円	300,772 円	---	---	---	---

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
七ヶ宿町	---	---	---
うち運転手		円 3,217,900 円	

- (注 1) 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成18～20年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク、「」で表示しています。

### (2) 職員の初任給の状況 (21年4月1日現在)

区分	七ヶ宿町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,966 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	136,553 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	134,096 円	---
	中学卒	121,600 円	118,503 円	---

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (21年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	- 円	311,300 円	- 円
	高校卒	238,000 円	265,500 円	323,500 円
技能労務職	高校卒	- 円	円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

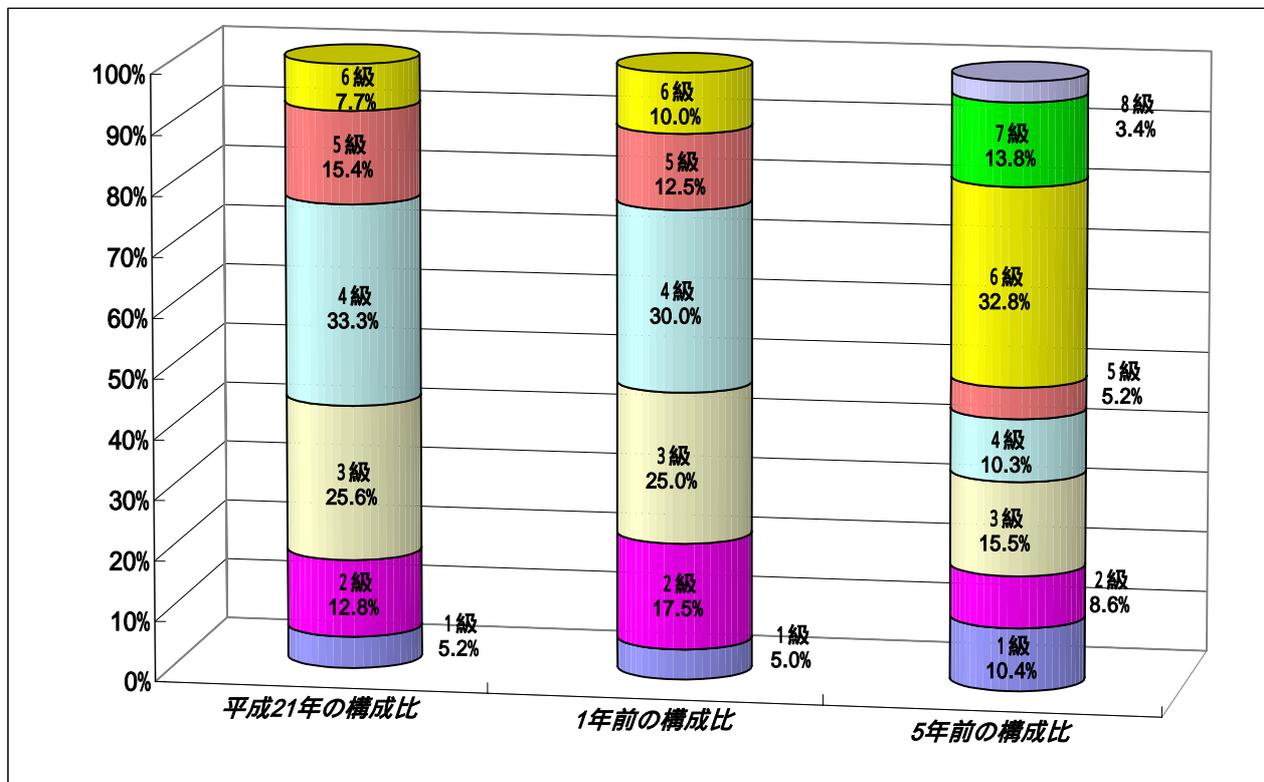
技能労務職については、3人未満のためアスタリスク、「」で表示しています。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	2 人	5.2 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又はこれと同程度のもの(主事、技師)	5 人	12.8 %
3 級	係長、課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	10 人	25.6 %
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	13 人	33.3 %
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、事務局長、次長)	6 人	15.4 %
6 級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、室長)	3 人	7.7 %

- (注) 1 セブテ宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の1年間の勤務実績の評価により、昇給区分を決定しています。(現在、人事評価制度の試行に向けた取り組みをしています。)

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

七ヶ宿町		宮城県		国	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,746 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 1,911 千円		1人当たり平均支給額(20年度) ---	
(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

所属長の半年間の勤務実績の評価を参考に町長が成績率を決定しています。

##### (2) 退職手当 (21年4月1日現在)

七ヶ宿町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円		

退職手当1人当たりの平均支給額について、退職者3人未満のためアスタリスク、「」で表示しています。

##### (3) 地域手当 定めなし

##### (4) 特殊勤務手当 (21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	2,985 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	2,984,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	16.7 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護等	作業1日につき300円
レントゲン手当	レントゲン撮影業務従事職員	レントゲン撮影の業務に従事	勤務1月につき3,000円
外科手術手当	診療所に勤務する医師	外科手術の業務に従事	勤務1月につき5,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	正規の時間外の往診の業務に従事	健康保険法に規定する往診料+診療行為1件につき500円
研究手当	診療所に勤務する医師	研究業務に従事する職員	勤務1月につき200,000円の範囲内

特殊勤務手当のうち防疫作業従事職員の特殊勤務手当、レントゲン手当、外科手術手当については支給していません。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	8,544 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	285 千円
支給実績 (19年度決算)	11,291 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	352 千円

## (6) その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	---	8,807 千円	254,412 円
住居手当	1.借家、貸間を借受け居住している職員 ・23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃 - 12,000円 ・23,000円を超える家賃を支払っている職員(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 27,000円を支給限度とする。 2.新築し、又は購入した住宅の場合 ・新築又は購入した日から5年間2,500円	同じ	---	1,083 千円	86,625 円
通勤手当	1.交通機関等の利用 ・支給限度額55,000 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2.自動車等の使用者 通勤距離が片道2km以3,500円～12,450円	一部異	自動車等の使用者距離区分・額の異国の場合、使用距離により2,000円～24,500円	3,954 千円	109,807 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 (49,600円、51,900円)	同じ	---	3,823 千円	424,933 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 日直勤務1回 1,000円	一部異	国は1回4,200円	243 千円	7,594 円
管理職特別手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給	同じ	---	3,620 千円	74,663 円

(注)管理職手当は、平成20年度から22年度まで定めた額から30%減額支給しています。

## 5 特別職の報酬等の状況 (21年4月1日現在)

区分			給料		月額		額等	
給料	町	長	584,500円 (30%減)	円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額			
	(		835,000	円)	798,000	円 /	480,000	円
副	町	長	524,610円 (13%減)	円				
	(		603,000	円)	663,000	円 /	420,000	円
報酬	議	長	260,000	円	307,000 円 / 150,000 円			
	(			円)				
	副	議	長	219,000	円	251,000 円 / 115,000 円		
期	議	長		円)				
	副	議	員	212,000	円	228,000 円 / 97,000 円		
末	町	長	(19年度支給割合)					
	副	町	長	3.35 月分				
手	議	長	(19年度支給割合)					
	副	議	員	3.35 月分				
当	町	長	(算定方法)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副	町	長	$584,500 \times \text{在職月数} \times 0.44$	12,344,640円		任期毎	
退	備	考						
	副	町	長	$524,610 \times \text{在職月数} \times 0.26$	6,547,132円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 3 当町では、現在副町長は不在です。

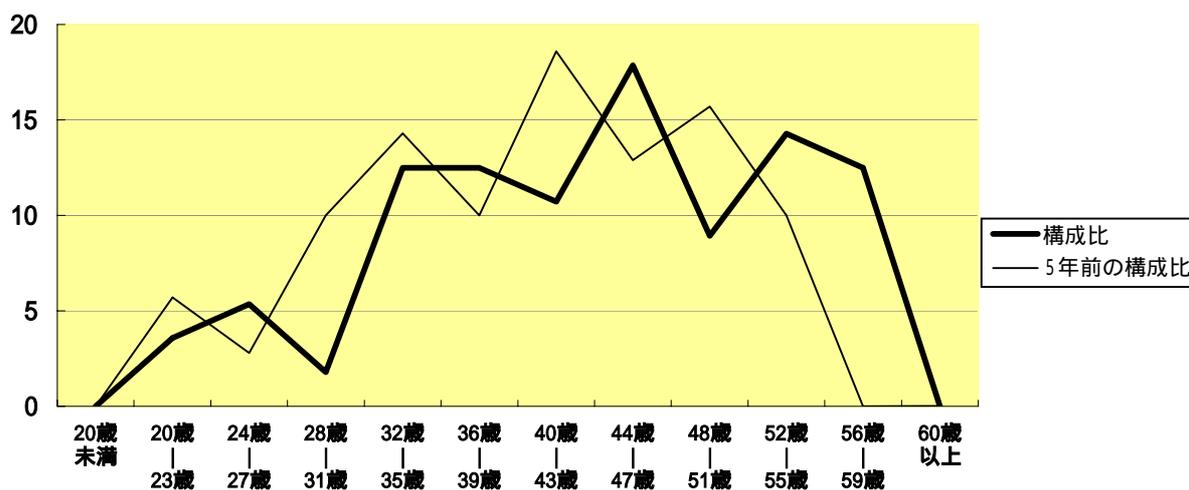
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年		
普通 会 計 部 門	一般	議会	2	2	0	新規事業が軌道に乗ったため。
		総務	14	13	1	
		税務	4	4	0	
		民生	7	7	0	
		衛生	4	5	1	
		農林水産	5	5	0	
		商工	4	3	1	
	土木	2	2	0		
	計	42	41	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 226.90 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 161.59 人)	
	教育部門	7	7	0		
小計	49	48	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 265.63 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 195.63 人)		
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病院	6	6	0		
	水道	1	1	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	2	2	0		
小計	10	10	0			
合計	59	58	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 320.97 人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 ( )内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	1人	7人	7人	6人	10人	5人	8人	7人	0人	56人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
59人	56人	3人	5.1%

定員適正化における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	3人の(5.1%)純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	43	43	41	42	41		---	40
	増減		0	2	1	1		2 (66.6%)	3
教育	職員数	6	6	8	7	7		---	6
	増減		0	2	1	0		1 ( )%	0
公営企業 等会計	職員数	10	10	10	10	10		---	10
	増減		0	0	0	0		0 ( )%	0
計	職員数	59	59	59	59	58		---	56
	増減		0	0	0	1		1 (33.3%)	3

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

## 7 公営企業職員の状況 公営企業の適用なし